

### 福井県知事の意見

(仮称) 国見風力発電事業の事業実施区域およびその周辺は、全国的に重要な渡りの経路となっている丹生山地の北部に位置し、多様な鳥類の大規模な渡りが確認されるとともに、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの営巣、繁殖が複数確認されている自然環境が豊かな地域である。また、複数の場所に地すべり地形が存在し、平成16年7月および令和3年7月の集中豪雨では土砂崩れ等の被害が発生しており、土砂の流出や土砂災害の発生が懸念される地域でもある。さらに、同地域では他事業者による風力発電事業も計画されている。

本事業計画は、こうした地域において、バードストライクによる影響が課題となっている風力発電機が最大13基配置され、その設置時には樹木の伐採や土地の造成、土捨場の設置が予定されている。

こうした地域特性および事業特性を考慮し、環境影響評価を適正に実施し、環境の保全に万全を期すことが重要である。

しかしながら、本環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においては、クマタカの衝突確率は高く、また渡り鳥の衝突確率は春の渡り調査が十分でなく過少となっている可能性があるにも関わらず、バードストライクを回避または低減するための環境保全措置を十分に講じることなく、事後調査の結果に応じて措置を検討するにとどめている。また、土地の造成として約14万立方メートルを盛土するとともに、全量の4分の1にあたる約4.4万立方メートルの残土を区域内的の谷部等で処分するとしている。

このことから、以下の事項に十分配慮し、事業計画等を見直した上で、事業を適切に実施する必要がある。

### 事業者の見解

地域特性及び事業特性を考慮し、環境影響評価を適正に実施し、以下の事項に十分配慮し、事業計画等を見直した上で、事業を適切に実施いたします。

さらに、バードストライクの影響については、事後調査を行いその内容については、生息地及び生育地保護の観点から考慮した上で適切に公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組みます。

さらに、バードストライクの影響については、長期的な調査を行い、その知見を集積、公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組むことが重要である。

## I 事業計画

### 1 風力発電機の配置

クマタカの営巣中心域および別ペアに対する排他的行動（以下、「相互作用の飛翔」という。）が確認されている高利用域の境界においては、バードストライクが発生する可能性が高く、生息に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、これらの場所は風力発電機の設置を避ける必要がある。

一方、一部のペアの営巣地が確認されていないこと、また対象事業実施区域の西側は、飛翔が見られるその周辺地域と連続した同様の森林環境にあり、採餌環境の好適性が大きいにも関わらず飛翔が記録されておらず、観察時間が不十分であると推定されることから、準備書における行動圏の内部構造の解析は、不確実性が非常に高く、安全側に広く設定する必要がある。

このため、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）までに追加調査等を行い、専門家（当該地域の知見を有する者を含む複数名とすること。以下、鳥類に係る聴取に同じ。）の意見を踏まえて行動圏を精査した上で、風力発電機の配置について検証を行うこと。

特に、WT 9については、営巣地の近傍にあり営巣中心域にないとする合理的な根拠が示されていないことから、設置を取りやめること。WT 5およびWT 6については、営巣地が特定されていないペアの相互作用の飛翔が頻繁に確認されていること、WT 5およびWT 10については、営巣中心域に位置する可能性が否定できないことから、設置の取りやめも含め配置を見直すこと。

準備書に対する意見を踏まえ、追加調査並びに行動圏を再解析いたしました。追加調査では、「クマタカ生息状況調査」、「クマタカ営巣地確認調査」及び「クマタカ繁殖確認調査」を実施いたしました。なお、追加調査において営巣地の特定に至りませんでした。また、現地調査時より飛翔状況が変化しており、より対象事業実施区域から離れた場所で飛翔を確認いたしました。これらの追加調査の結果を踏まえ、専門家による現地踏査の上、解析についてご指導いただきながら、内部構造の再解析を実施いたしました。再解析した結果については、複数名の専門家に対しヒアリングを実施いたしました。

再解析に当たり再設定した条件は以下のとおりです。

- ① 営巣地が特定できていないペアについては、専門家による「推定した営巣地範囲」を下に内部構造解析を行った。
- ② 専門家による現地踏査の結果、現地調査を実施した範囲外にも生息適地が存在することが示唆されたため、内部構造解析を現地調査の範囲外にも拡大して行った。
- ③ [REDACTED] 集落を越えて飛翔する可能性があるとの専門家のご助言を踏まえ、営巣適地（営巣中心域）となる環境に含め検討した。

なお、追加調査等により、新たに相互作用の飛翔が確認された風力発電機、営巣中心域や高利用域の境界に位置する可能性が高いと判断された風力発電機についても、同等の措置を講じること。

④ 「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年、環境省）に記載される高利用域の目安（面積（半径 1.5 km））を参考とした。

追加調査結果並びに再設定した条件を踏まえた再解析の結果は以下のとおりです。

- ① 専門家の助言を踏まえ、高利用域及び高利用域内好適採食地を解析により算出した。
- ② 高利用域の面積が広域となった。
- ③ 営巣地が特定できなかったペアの「推定した営巣中心域」は対象事業実施区域外であった。

再解析の結果より、以下の対応といたしました。

① WT9

  
ご意見を踏まえ設置を取りやめました。

② WT5

推定した営巣中心域外に位置しているものの、クマタカへの影響を低減するとともに、新設道路の設置を見直し、既存道路を極力活用することにより、土量を低減できるよう、設置位置を移動いたしました。

③ WT6

推定した営巣中心域外に位置することを確認できたことから、設置位置の変更はいたしませんでした。なお、事前の対応として視認性を高めるため目玉マークを付けることといたしました。

④ WT10

営巣中心域外に位置することを確認できたことから、設置位置の変更はいたしま

せんでした。なお、事前の対応として視認性を高めるため目玉マークを付けることといたしました。

相互作用について以下のとおり整理いたしました。

- ①WT5、WT6 周辺では、希少猛禽類調査では ████████ の誇示行動が見られておりました。
- ②WT5 周辺は、内部構造の再解析の結果、██████ と ████████ の推定した高利用域の境界部に位置いたしました。WT6 周辺は、内部構造の再解析の結果、██████ の推定した高利用域に位置いたしました。
- ③追加調査では、██████ の飛翔確認がなかったため、██████ の高利用域が広がる可能性があるかと推測いたしました。
- ④██████ の推定した高利用域内で、追加調査では浮浪個体の飛翔を確認いたしました。今後、浮浪個体がペア形成し定着するかは不明ではあるものの、██████ が相互作用とする誇示行動や攻撃を行う可能性があるかと推測いたしました。

整理した結果、環境保全措置及び事後調査を検討いたしました。

・WT5 については、クマタカへの影響を低減するとともに、新設道路の設置を見直し、既存道路を極力活用することにより、土量を低減できるよう、設置位置を移動いたしました。

・WT6 については、バードストライクのリスクを踏まえ、稼働前から、目玉マークを付けることにより、視認性をあげる措置を講じることといたしました。

- ・ [REDACTED] の高利用域に対しても、高利用域内の伐採時期を7月以降に限定する措置を講じることといたしました。
- ・ 事後調査の対象として、WT6 周辺の飛翔状況について確認を行うことといたしました。
- ・ 事後調査の結果、WT6 はバードストライクの高リスクが高いと判断される場合には、専門家等からの助言も踏まえながら、追加的な環境保全措置（例えば、相互作用の飛翔がよく確認される時期の稼働調整、ビデオカメラ監視によりクマタカが近接した場合に停止させるあるいはブレード回転を抑止する措置等）を検討し、実施いたします。

対象事業実施区域の西側の観察時間について

#### ① 現地調査における対応

現地調査においては広範囲の視野を確保できる定点と対象事業実施区域内の移動観察と連携することにより、出現場所の精度を担保できるよう努めました。その結果、対象事業実施区域の西側においても、鳥類の飛翔を記録いたしました。

対象事業実施区域はクマタカのつがいの境界となる尾根が存在しておりますが、それより西側は森林環境ではあるもののクマタカの好む地形や森林条件とは異なる環境も存在し、実際に他の猛禽類の生息も観察できております。専門家より、「クマタカは尾根や稜線をテリトリーの境界にするので尾根や稜線を超えて行き来することはあまり考えられない。調査結果でも、そのことがはっきりと示されているのではないだろうか。」とのご意見をいただきました。

#### ② 内部構造の再解析の結果

クマタカの高利用域等、行動圏の内部構造の推定に当たっては、飛翔等の結果のみならず、クマタカの生態（林内も含めて飛翔すること等）も踏まえ、猛禽類保護の進め方（改訂版）で示されている推定の手順や目安の面積等も鑑み、設定を行っております。対象事業実施区域の西側についても飛翔状況のみならず、植生、地形、標高の他、専門家による解析の指導を受けクマタカの内部構造を再解析し、高利用域及び高利用域内好適採食地に該当しない結果となりました。利用頻度が高い場所が高利用域になると認識しておりますが、再解析により高利用域に該当しないということから、飛翔の確認についても少なかったと考えております。複数の専門家により、内部構造再解析結果を確認いただき、解析手法及び抽出条件等について、問題ないことを確認いたしました。

なお、複数の専門家より内部構造解析について問題ないことを確認いただきましたが、営巣するに当たり行動圏の面積を考慮すると妥当とするペア数より多いとのご指摘があり、現地調査時から営巣地等が変化している可能性も考えられることから、事後調査において工事前に幼鳥の成長に影響を与えない時期を考慮しながら、営巣地周辺を踏査により繁殖の有無について確認するとともに、営巣木が特定できていないペアの場所の特定に努めます。

## 2 盛土等

近年、記録的短時間大雨情報発表が全国的に頻発しており、造成区域、特に盛土部は、こうした降雨による土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることから、その防止に万全を期す必要がある。

WT5について、道路の新設を避け、二枚田幹線林道を極力利用する計画へ見直し、風力発電機の位置をWT1の西側へ移動することにより、改変面積及び土量を低減いたしました。また、WT13について、極力二枚田幹線林道へ近づけ、風力発電

このため、風車ヤード、取付道路および土捨場について、位置、規模、構造等の詳細設計に当たっては、盛土の範囲をできる限り削減すること。また、既存林道のさらなる活用を図ることにより、切土、掘削の土量を削減すること。

機へアクセスする新設道路の距離を短くすることで改変面積及び土量を低減いたしました。

併せて、福井県との林地開発許可申請手続きにおいて、災害防止の観点から、対象事業実施区域内の土捨場計画を見直し、残土を極力場外搬出する方向で協議をした結果、土捨場を廃止し、残土については場外の残土処分場に運搬し適切に処理する計画といたしました。これらの結果を「第10章 10.2.2 環境保全措置の検討の経過及び結果」へ記載いたしました。

### 3 事業計画見直し・詳細設計における適切な環境影響

評価の実施今後の事業計画の見直しおよび詳細設計においては、国定公園、希少猛禽類の営巣中心域や希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避すること。

また、風力発電機の位置の変更を見据え、準備書では対象事業実施区域の範囲を改変区域の面積の約35倍に設定しているが、動物相および植物相の現調査の範囲は改変区域およびその周囲に限られている。このため、風車ヤードや取付道路の変更に伴う事業計画の見直しにより新たに改変区域となる場所については、改変する位置および規模等に応じて、追加の調査を実施した上で、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

なお、その検討の過程において、複数案の比較検討、それぞれの環境要素の総合的な評価を行い、妥当性を検証すること。

国定公園と重複するエリアについては対象事業実施区域から除外いたしました。

事業計画の見直しにより、希少猛禽類の営巣中心域や希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は極力回避又は低減いたしました。

また、準備書における対象事業実施区域は今後の事業計画の検討並びに準備書における審査の内容を踏まえ、改変区域が変更となる可能性があることも想定して設定いたしました。なお、現地調査は改変区域及びその周囲のみならず、動物及び植物については方法書で設定した対象事業実施区域から300mの範囲内を適切に調査いたしました。評価書において事業計画を変更したことを踏まえ、再度変更後の諸元にて予測及び評価し、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講じます。

準備書以降の事業計画の検討過程において、環境要素毎の検討並びに総合的な

	<p>評価を行い、妥当性を検証いたしました。これらの結果を「第10章 10.2.2環境保全措置の検討の経過及び結果」へ記載いたしました。</p>
<p>4 累積的な影響</p> <p>対象事業実施区域およびその周辺において、複数の他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。</p> <p>このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置を講じること。</p> <p>(1) 騒音および振動</p> <p>工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。</p> <p>(2) 渡り鳥</p> <p>渡り鳥への影響を低減するため、他事業者および当該地域の鳥類に関する知見を有する専門家等で構成する検討会を設置し、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。</p> <p>その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。</p>	<p>周辺事業者であるSBエナジー株式会社、東京ガス株式会社の各社と弊社で個別に話し合いを実施しております。3社間NDAを締結いたしましたので、今後は3社が一同に会して話し合いを実施し、事業計画や環境影響評価の結果について積極的な情報共有を行います。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲の他事業者と工事関係車両の走行ルート及び工事工程を含む工事内容について情報を共有しております。今後も引き続き、工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減できるよう環境保全措置を検討いたします。</p> <p>鳥類に関する知見を有する専門家への意見聴取を行い、最新の知見の収集に努めます。なお、他事業者の計画熟度及び進捗状況により、検討会を設置することを検討いたします。検討会を設置した場合は、実施状況を関係機関等に報告し、透明性を確保いたします。</p>
<p>II 個別事項</p>	
<p>1 騒音・風車の影</p> <p>対象事業実施区域の周辺は、集落が点在する静穏な地域であることから、風力発電機は住居からの離隔を十分確保するよう配慮すること。</p>	<p>騒音については、『施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、いずれの季節においてもすべての地点で「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環</p>



特に、風車の影については、事後調査を実施し、必要に応じて、稼働制限等の措置を講じること。

境省、平成29年)に示される「指針値」以下であると予測する。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。』としております。しかしながら、準備書の住民説明会等における地元の皆様のご意見を踏まえ、騒音に関する事後調査を実施いたします。

なお、風車の影については、準備書以降において風力発電機の配置を検討し、WT9の設置を取りやめた結果、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」で示されているガイドラインの指針値のうち、実際の気象条件を考慮する場合において指針値を超過する住居は0戸でした。このことから、事後調査を実施しないことといたしました。なお、万が一、稼働後に風車の影が気になる場合には迅速に対応できるよう、住民の方々へのご説明、「二枚田幹線風力発電検討協議会」等を通じた連絡体制の構築を検討いたします。

## 2 水環境

濁水が河川等に流出しないよう、集水排水管理を徹底するとともに、沈砂池については、定期的に排出先の状況の確認を行うとともに、適切な管理を行うこと。

また、残土を仮置きする場合には、仮置場等からの濁水の流出についても考慮すること。

濁水が河川等に流出しないよう、集水排水管理を徹底するとともに、沈砂池については、定期的に排出先の状況を確認し、適切に管理いたします。「第2章 2.2.6 8. 工事中の排水に関する事項」へ沈砂池の点検について記載いたしました。

また、残土の仮置場を設ける場合には、濁水の流出についても考慮いたします。

## 3 動物・植物・生態系

### (1) コウモリ類

テングコウモリおよびヒナコウモリ類については、事後調査を適切に行い、バットスト

テングコウモリ及びヒナコウモリ類を含め、事後調査を適切に行い、バットス

ライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

## (2) 渡り鳥

サシバやハチクマをはじめ多様な鳥類の大規模な渡りが確認され、渡り鳥のバードストライクが予測されていることから、専門家の意見を踏まえ、主要な渡りの時期、時間帯に稼働制限を行い、渡り鳥への影響を回避または極力低減すること。

なお、稼働制限の期間等を調整する場合には、供用後の調査に基づき、専門家の意見またはIの4の(2)により設置した検討会の検討結果を踏まえること。

トライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じます。

渡り鳥への影響を考慮し、以下の環境保全措置を講じます。

### ①工事中（目玉マークの貼付）

秋季渡り鳥の年間予測衝突数に算出結果から、対象事業実施区域北西に位置するWT5の風力発電機については、稼働前より目玉マークを付けることにより、視認性を高める措置を実施いたします。

### ②試運転中（監視員の配置）

WT5は秋季の渡り時期である9～11月を含む令和7年9～12月までの期間について、1名の監視員を配置し、建設中及び試運転中の風車に対する回避行動が見られるかを確認、見られない場合は試運転や建設の一時中止する等の措置を講じた上で稼働制限の必要性の有無について検討いたします。なお、監視員の配置場所については、工事の状況及び対象とする飛翔状況等の状況に応じて選定をいたします。

監視の結果、風力発電機を回避する行動が見られず、設置前と同様の空域を飛翔する様子を頻繁に確認した場合には、同様の監視をWT10以外の風力発電機にも適用することといたします。一方、風力発電機を回避する行動が見られた場合には、本運転（稼働後）以降は準備書に記載した事後調査での確認といたします。

### ③ 稼働後

WT1～WT5付近、並びにWT10～WT12付近の2か所において、令和7年秋季、令和8年秋季において、船舶レーダーを設置し、鳥類の飛翔を監視いたします。その上

で、昼間には目視による観察も行い、夜間についても船舶レーダーによる監視を継続し、昼間と同様の接近するようなデータを確認した場合にはブレード回転の一時停止する等の措置を講じます。なお、運転開始後1年目までを対象に行いますが、渡り鳥が風力発電機に対して回避するような飛翔経路となっていない場合においては、専門家の助言を得ながら2年目は新たな保全措置並びに調査内容についても見直す等の検討をいたします。

### (3) 希少猛禽類

対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカ、ハヤブサおよびサシバについては、工事の実施に伴う影響をできる限り低減するため、専門家の意見を踏まえ、営巣期の工事を避けるなど適切な措置を講じること。

特に、改変区域近傍に生息しているクマタカおよびハヤブサについては、工事着手前から繁殖等の状況について調査を行い、工事前および工事中の調査結果に応じ、工事の一時中止等、必要な措置を講じること。

対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカ、ハヤブサ及びサシバについては、繁殖の状況や営巣状況を踏まえ、適切な措置を検討いたします。

特に、改変区域近傍に生息しているクマタカ及びハヤブサについては、工事前から繁殖等の状況について調査を行い、調査結果に応じて、必要な措置を講じます。

- ・クマタカの高利用域内における樹木の伐採時期内部構造の再解析により、風車ヤードが高利用域に該当する結果となりました。この結果を踏まえ、環境保全措置として「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に基づき、クマタカの営巣期（1～6月）には樹木の伐採を行わない工事計画といたします。

#### (4) 植物相

改変区域内で生育が確認されているアシウテンナンショウ、エビネおよびヒゴスミレについては、風車ヤードおよび取付道路等の位置、規模、構造等の詳細設計に当たって、生育地をできる限り回避すること。特に、ヒゴスミレ群落に配慮すること。

また、代償措置として移植する場合には、生育数が減少しないよう、個別の種の生育状況を十分把握するとともに、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえ、適切に行うこと。

事業計画及び設置基数の見直しを実施いたしました。

・新たに影響が生じることとなった

WT13を移動したことにより、キンラン1株が新たに改変区域に該当いたします。当該個体については移植いたします。

・影響が回避された種

WT13を移動したことにより、XXXXXXXXXXいたしました。また、WT5を移動したことにより、XXXXXXXXXXいたしました。

改変区域内に生育を確認した種については、代償措置として移植を実施いたします。なお、移植に際しては、類似事例を収集し、専門家の意見を踏まえ適切に行います。事後調査については「第10章 10.3事後調査」へ記載いたしました。

#### (5) 生態系

生態系の予測においては、現地に生息する個体の生息状況を適切に反映していないこと、解析上の誤りが複数認められることから、再度予測を行うこと。また、その結果を踏まえて、営巣適地や好適採餌環境の改変が低減されるよう、十分配慮すること。

法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用すること。

なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家の意見を踏まえ、本地域の生態系に影響が生じないように配慮すること。

また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両のタイヤの洗浄など、適切な措置を講じること。

クマタカ営巣適地の推定に当たっては、準備書審査におけるご意見を踏まえ、標高のデータ取得方法を修正いたしました。

準備書：「クマタカ・その保護管理の考え方」（クマタカ生態研究グループ、平成12年）に基づき標高0.1～327.7mといたしました。

評価書：現地調査において確認した営巣地の最高標高363.65mを上限といたしました。

また、植生の重みづけについても審査での意見を踏まえ修正いたしました。

再解析の結果、準備書及び評価書での予測において、事業実施による影響の及ばない好適な環境が周囲に分布していることから、生息環境は維持されると推測

	<p>いたしました。なお、準備書から評価書においてWT9の設置取りやめ、WT5の設置位置の移動を実施いたしました。その結果を「第10章 10.1.6生態系」へ記載いたしました。</p> <p>法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用いたします。なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家へヒアリングを行い、その結果を踏まえて、本地域の生態系に影響が生じないように配慮いたします。</p> <p>また、工事用資材等の搬出入に伴い、外来種の持ち込みを可能な限り低減できるよう、専門家の意見を踏まえ、工事関係車両のタイヤの洗浄等の適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>4 景観</p> <p>フォトモンタージュについては、より多くの風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いるとともに、人工物の映り込みをできる限り低減したものとすること。</p> <p>また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色彩を検討すること。</p>	<p>フォトモンタージュについては、風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いて、人工物の映り込みを可能な限り低減するよう努めるとともに、「⑪ 鶉公民館」については再撮影を行い、より鮮明な写真を用いて予測及び評価いたしました。</p> <p>また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色彩を検討し、その検討経緯を「第10章 10.1.7景観」へ記載いたしました。</p>
<p>5 事後調査</p> <p>事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえ行うこと。</p> <p>また、以下のことに十分配慮するとともに、事後調査および追加の環境保全措置の実</p>	<p>事後調査について、「第10章 10.3事後調査」へ記載のとおり、適切に実施いたします。なお、調査結果の評価並びに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえて実施いたします。</p> <p>また、事後調査及び追加の環境保全措</p>

施状況については、その検討の経緯を含めて、県等の関係機関に報告すること。

#### (1) バードストライクに関する調査

死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。

また、クマタカやコウノトリなど希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。

なお、これらの結果は、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用されるよう、公開に努めること。

置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、福井県等の関係機関に報告いたします。

バードストライクをできる限り低減する措置として、WT9を削減いたしました。その上で、バードストライクの懸念が生じるWT5、WT6、WT10については、工事中より目玉マークを付けることといたしました。また、WT10に関してはクマタカに対する配慮事項として視認性を高める措置として、風力発電機の組み立てを早期に実施いたします。バードストライク調査においては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版）に基づく調査方法で実施いたします。バードストライクについては、年間予測衝突数の予測結果より現在の配置計画では低減されているものと考えているが、不確実性が伴うため、特に懸念される風力発電機については、監視カメラを設置し、目視確認の結果と合わせて検証をいたします。なお、バードストライクが特定の風力発電機により頻発する場合等の事象が発生した場合は、原因究明のため、監視カメラやセンサーカメラ等の併用を検討いたします。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に該当するクマタカや天然記念物であるコウノトリ等の希少な鳥類のバードストライクを確認した場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じます。

なお、事後調査結果に関して、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活

<p>(2) 希少猛禽類の生息状況調査</p> <p>供用後のクマタカの調査は、高利用域に風力発電機を設置するすべてのペアを対象とすること。</p> <p>また、風力発電機の近傍で生息が確認されているハヤブサについても、調査の対象とすること。</p> <p>なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないよう、適切に行うこと。</p>	<p>用できるよう、生息地及び生育地保護の観点を考慮した上で公開いたします。</p> <p>供用後のクマタカの調査は、供用中に確認した生息実態に即したペアを検討した上で、実施いたします。ハヤブサについては、事後調査においても引き続き営巣を確認した場合において、調査対象とし適切に実施いたします。</p> <p>なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないよう、適切に実施いたします。</p>
<p>Ⅲ 評価書の作成等</p>	
<p>1 評価書の作成</p> <p>(1) 検討の経緯等の記載</p> <p>評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯およびその結果等を評価書に記載すること。特に、次のⅠおよびⅡの指摘事項については遺漏のないようにすること。</p> <p>① Ⅰの1、2および3の検討の経緯と結果</p> <p>② Ⅰの4の措置を講じること</p>	<p>① 評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯及びその結果等については、「第10章10.2.2環境保全措置の検討の経過及び結果」へ準備書から評価書における変更経緯を項目に分けて記載いたしました。</p> <p>② 周辺事業者であるSBエナジー株式会社、東京ガス株式会社の各社と弊社で個別に話し合いを実施しております。3社間NDAを締結いたしましたので、今後は3社が一同に会して話し合いを実施し、事業計画や環境影響評価の結果について積極的な情報共有を行います。</p>

③ IIの1の事後調査とその結果を踏まえ措置を講じること

④ IIの3の(2)および(3)の調査および措置を講じること

す。

③ 風車の影については、準備書以降において風力発電機の配置を検討し、WT9の設置を取りやめた結果、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」で示されているガイドラインの指針値のうち、実際の気象条件を考慮する場において指針値を超過する住居は0戸でした。このことから、事後調査を実施しないことといたしました。なお、万が一、稼働後に風車の影が気になる場合には迅速に対応できるよう、住民の方々へのご説明、「二枚田幹線風力発電検討協議会」等を通じた連絡体制の構築を検討いたします。

④ バードストライクをできる限り低減する措置としては、WT9を削減する配置検討を行いました。その上で、バードストライクの懸念が生じるWT5、WT6、WT10に関しては、工事中より目玉マークを付けることといたしました。クマタカの内部構造の再解析結果を踏まえ、WT10に関してはクマタカに対する配慮事項として視認性を高める措置として、風力発電機の組み立てを早期に実施いたします。バードストライクが特に懸念される風力発電機については、監視カメラを設置し、目視確認の結果と合わせて検証いたします。「第10章10.3事後調査」へ記載のとおり、稼働後にレーダー調査を実施いたします。また、渡りのバードストライクが発生した場合において、専門家の意見を踏まえ、バードストライクの対象となった種に対する適切な環境保全措置（ブレード塗装やシール貼付等の鳥類



<p>⑤ IIの4の結果</p>	<p>からの視認性を高める措置、稼働調整等)を講じます。なお、衝突の低減策としての目玉マークの貼付等の視認性を高める措置は、風力発電機の組み立て時から実施いたします。また、対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカ、ハヤブサ及びサシバについては、繁殖の状況や営巣状況を踏まえ、適切な措置を検討いたします。特に、改変区域近傍に生息しているクマタカ及びハヤブサについては、工事前から繁殖等の状況について調査を行い、調査結果に応じて、必要な措置を講じます。</p> <p>⑤ フォトモンタージュについては、風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いて、人工物の映り込みを可能な限り低減するよう努めるとともに、「⑪鶉公民館」については再撮影を行い、より鮮明な写真を用いて予測及び評価いたしました。また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色彩を検討し、その検討経緯を「第10章 10.1.7景観」へ記載いたしました。</p>
<p>(2) 分かりやすい記載</p> <p>評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるようにいたしました。また、具体的な数字や出典等を記載することにより、分かりやすい図書となるよう努めました。</p>
<p>2 評価書の公開</p> <p>事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。</p>	<p>令和2年より当社HPにおいて、縦覧期間終了後も図書を公開しております。図書の公開により、地域住民の皆様、団体、自治体や専門家、事業者等の関係者の情</p>

	<p>報交流の拡充、促進を図ることが重要であると考えております。今後も引き続き、当社HPにて図書を公開いたします。</p>
<p>3 関係機関との調整および住民等への説明  地域の関係者が参加する協議会では、準備書作成段階の事業計画を基に、農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針が検討されていることから、事業計画の見直し等に当たっては、関係機関等と十分な協議、調整を行い、地域住民等に対し十分な説明を行うこと。</p>	<p>福井市と事業計画について協議を実施しております。その結果を踏まえた上で、福井市が「農山漁村再生可能エネルギー法」に係る協議会を招集し、その場で周知することになります。なお、当社も定期的を開催している「二枚田幹線風力発電検討協議会」等を通じて地元住民の皆様へ事業計画について丁寧な説明に努めました。</p>
<p>4 新たな事実への対応  工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。</p>	<p>工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県及び関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じます。</p>